

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ汐見台店

宮城郡七ヶ浜町汐見台一丁目1-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

3 市町村の意見の概要

- (1) 店舗周辺は、亦楽小学校や汐見小学校の通学路に接近しており、小学校の下校時間と店舗が混雑する時間帯が重なることから、当該時間帯には交通整理員を配置するなど、児童の交通安全確保のため、万全を期されたい。
- (2) 廃棄物の減量化及び資源物等のリサイクルルートを独自に構築され、資源物等のリサイクルに努められたい。
- (3) 駐車場利用時間帯以降に青少年や暴走族等が蟻集する恐れがあることから、警備員による巡回の徹底に配慮願いたい。
- (4) 騒音の発生については、十分な配慮と対応を願うとともに、大規模小売店舗立地法届出書に記載の騒音防止対策を遵守願いたい。
- (5) 廃棄物の保管については、衛生面に十分留意願いたい。
- (6) 一般廃棄物については、七ヶ浜町が許可している業者に収集運搬を依頼されるか、七ヶ浜町指定の処理施設に直接自ら搬入されたい。
- (7) 産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者等に依頼されたい。
- (8) 一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底され、それぞれ適切に処理されるとともに廃棄物の減量化対策を講じられたい。

また、駐車場等のゴミの清掃及び飛散防止対策についても講じられたい。

4 地域住民等の意見の概要

- (1) 店舗駐車場への出入口付近においては、入出庫車輛や通過車輛をはじめ、徒歩や自転車等通行者の往来があり、交通渋滞や交通事故の発生が予想されることか

ら出入口には常時誘導員を配置されたい。

- (2) 搬出入車輛専用の出入口は、バス停に近接していること、また、歩道を横切って出入りすることから、歩行者や自転車等通行者の安全を確保するため、搬出入車輛専用の出入口であることを知らせる信号灯を設置するとともに、出入りに際しては必ず誘導員を配置されたい。
- (3) 店舗西側の歩道は、店舗の裏となり夜間は暗いことから、歩行者の安全確保と防犯の観点から、街路灯の設置について配慮されたい。
- (4) 店舗敷地の北側には、住宅街が形成されており、車輛からの騒音及びライトの射光等を防止するため、敷地境界にフェンス等を設置されたい。
- (5) 駐車場利用時間帯以降に青少年や暴走族等が駐車場に侵入し、騒音の発生源になることから、利用時間帯以降は駐車場出入口を施錠するとともに、警備員による深夜・早朝の巡回に努められたい。
- (6) トイレや休憩室等の配置については、死角となることから、警備員による常時巡回を徹底され、青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努められたい。
- (7) 業務及び来店客等から発生する廃棄物については、七ヶ浜町と十分協議されるとともに、分別回収やリサイクル等に主体的に取り組まれたい。
- (8) 調理臭・悪臭の発散防止のため、換気扇・換気口等に悪臭原因を取り除く機械等を設置されたい。
- (9) 店舗の建物及び看板等の形態、デザイン、色彩などにおいては、景観などの街並みづくりに十分配慮されたい。
- (10) 店舗敷地は区画街区であり、緑に乏しいことから、敷地内の緑化に努められたい。
- (11) 店舗の撤退や大幅な変更については、周辺的生活環境やまちづくりに影響を与えることから、大型店の社会的責任において、事前に地元住民や関係機関と連絡・協議されるとともに、特に店舗を閉鎖する場合には原状回復に努められたい。
- (12) 出店者は、商工会に加入され、まちづくりや地域のイベント、活性化事業に積極的に参加・支援されるとともに、周辺地域的生活環境を保持する観点から、開店後においても地元住民や関係機関と定期的に協議する機会を設けられたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び七ヶ浜町役場

6 縦覧期間

平成19年10月31日から平成19年12月3日まで（ただし、閉庁日を除く。）